

随意契約理由書

件名	令和5年度千里中央地区再整備事業基本計画作成業務
契約の相手方	株式会社日建設計 大阪オフィス
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
随意契約理由	<p>本委託は、当地区において官民協働の具体的なまちづくりの取り組みを示す「千里中央地区活性化基本計画」の実現に向けた「東町中央ゾーン再整備事業」に相乗効果が期待できる周辺整備計画の整備内容の検討等を委託するものです。</p> <p>本業務の遂行にあたっては、平成29年度に実施した「平成29年度千里中央地区活性化事業支援業務委託に係るプロポーザル」による提案を実現するものであり、千里中央地区における施設や権利関係などの状況に精通している必要があります。</p> <p>(株)日建設計大阪オフィスは、平成28年度から令和4年度に本市発注の千里中央地区活性化事業支援業務等を受託しており、バス及びタクシー乗降場等の配置・規模等の検討や、再整備事業に伴う広域交通シミュレーションを行い、基盤整備計画（素案）としてのとりまとめや、千里中央地区活性化基本計画の改定業務において、地権者等と協議・調整の積み重ねにより、千里中央地区の各施設の状況等を詳細に把握しています。</p> <p>このことから、本業務を当該業者に委託しないと過年度の検討業務との整合に著しい支障が生ずる恐れがあるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を行うものです。</p>
備考	